

みずほ Advanced バンク ソフト利用申込書

(兼手数料口座振替依頼書)

MB

株式会社みずほ銀行

私は、みずほ Advanced バンクのソフトウェアについて、
『ソフトウェア使用許諾契約』を承諾のうえ、下記の通り申し
込みます。
同時に導入サポートを利用する場合、私は、『みずほ
Advanced バンクソフト導入サポート利用規定』を承諾のう
え、下記の通り申し込みます。

西暦 2 0 年 月 日	
おとこ 干	
おなまえ	
様	
日中のご連絡先 (- -)	お届け印

(ご注意)「1.申込区分」と「2.申込口座・手数料引落口座」は必ずご記入ください。
「3.ご利用機種」以降は「新規」または「ソフト切替」をお申込の場合にのみご記入ください。

1. 申込区分

新 規	ソフト切替	変 更	解 約
-----	-------	-----	-----

導入サポートをご希望の場合は、以下よりご希望のサポート方法をお選びください。(導入サポートは「新規」の場合：無料、「ソフト切替」の場合：有料)
申し込み後、みずほ銀行よりサポート日程とサポート方法について調整のご連絡をさせていただきます。
※オンラインサポート：「画面を共有して操作案内を実施する方法」と「画面共有のうえお客さまに代わって操作を実施する方法」の 2 種類ございます。

訪 問	オンライン
-----	-------

(「ソフト切替」お申し込み時のご注意)

- 「みずほ 2000」、「バリュー・バンク」から「みずほ Advanced バンク」への切替をお申込の場合のみ、契約料無料で「ソフト切替」をお申しいただけます。
- 「ソフト切替」の場合は「新規」と異なりお客さま自身でソフトの導入作業をすべて行なっていただく必要があります。
導入サポートをご希望の場合は、「EB サービス/ソフトウェア サポート申込書兼口座振替依頼書」にてお取引店にご提出ください。
- 「ソフト切替」の場合は、現在お使いのソフトは「解約」扱いとさせていただきます。
(現在お使いのソフトを継続して使用される場合は、「新規」でお申し込みください。)

(「変更」お申し込み時のご注意)

- 手数料引落口座の指定・変更のみを行う場合は、区分「変更」でお申し込みください。

2. 申込口座・手数料引落口座

※手数料引落口座は申込口座と異なる場合のみご記入のうえお届け印を押印ください。

	取引店名	科 目		口 座 番 号						
申 込 口 座	支店	普通	当座							お届け印
手数料引落口座	支店	普通	当座							

3. 利用機種

パソコン (メーカー、機種)	利用する OS

4. 利用開始希望日

西暦	年	月	日
----	---	---	---

(※ご注意) ソフトウェアをダウンロードするために必要な情報を送付先住所に送付いた
しますので、お客さまにてダウンロードしてご利用ください。ダウンロードするために必要な情
報の送付はお申込日から 2・3 週間程度かかります。利用開始希望日および納品日につ
いてご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 送付先住所

おとこ 干	日中のご連絡先
(フリガナ) おなまえ	電話 () () () FAX () () ()
(ご担当者 様)	

(銀行使用欄)

<e-ビジネス営業部 (白山) 使用欄>

検印	受付
----	----

店番	CIF						営業部店	担当者	実主	手数料登録	照合	受付
営業部店担当者 TEL (外線・内線)・メールアドレス								その他 e-ビジネス営業部宛連絡事項				
外線 () -												
内線												
メールアドレス①:												
メールアドレス②:												

【実務主任確認事項】

- お客さま控として本申込書コピーを手交済であること。CD-ROM 希望の場合は、銀行使用欄のその他 e-ビジネス営業部宛連絡事項に追記すること
- ご利用の EB サービスについて登録が完了していること ⇒ 確認完了後、e-ビジネス営業部(白山)にメール送信 [宛先]EB 申込書 受付/BK e-ビジネス営業部/BK [件名]FB 申込書)、または本申込書コピーを行内書留で送付すること ※至急扱：メール送付後連絡要 (内線 8-1648-4100)
- 解約・手数料変更の場合は、■12310 にて手数料自動引落登録を実施済であること (新規取扱時は e-ビジネス営業部(白山)から送付される引落指示書に基づき登録する)

ソフトウェア使用許諾契約

株式会社みずほ銀行が著作権または使用权を有するソフトウェア (以下「ソフトウェア」といいます) の使用に関して、ソフトウェアの使用者 (以下「甲」といいます) と株式会社みずほ銀行 (以下「乙」といいます) とは、以下の内容の契約を締結するものとします。

- 第 1 条 (定義)
 - 「申込書」とは、乙のファームバンキングサービス用ソフトウェアの使用申込書をいいます。
 - 「関連資料」とは、ソフトウェアの使用に関する資料、「ご利用パソコン」とは、申込書記載のご利用機種のパソコンで甲が本契約締結時に使用しているものをいいます。
- 第 2 条 (契約の成立時期)

本契約は、乙が甲から申込書を受領し、内容を確認した時に成立するものとします。内容によってはご希望にそえない場合があります。
- 第 3 条 (使用权の許諾)

乙は、甲に対し、ソフトウェアおよび関連資料を使用するための譲渡不能の非独占的使用権 (以下「使用权」といいます) を許諾します。
- 第 4 条 (使用权の範囲)

使用权は次の事項を含み、その他の事項を含みません。

 - (1) 機械読み取り可能な形式で提供されたソフトウェアをご利用パソコン 1 台に限り使用すること
 - (2) ソフトウェアをご利用パソコンで使用するためにバックアップコピーを 1 部作成すること
 - (3) ソフトウェア使用に必要な限度で関連資料を使用すること
- 第 5 条 (甲が取得する権利)
 - 1 甲は、使用权のみを取得し、ソフトウェアおよび関連資料の著作権、その他それ以外のいかなる権利も取得するものではありません。
 - 2 甲は、ソフトウェアおよび関連資料を前条に定める使用权の範囲で使用する以外、いかなる形態によっても使用、複製、翻訳、改変、組合せ、解析等を行わないものとします。
 - 3 甲はソフトウェアおよびそれに関連する技術を海外に持ち出す場合、または甲が非居住者の場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき必要な手続きをとるものとします。
 - 4 甲は、ソフトウェアおよびその複製物を第三者に譲渡、使用許諾その他の方法で使用させてはならないものとします。
 - 5 甲は、ソフトウェアに表示された乙及び株式会社オービックビジネスコンサルタント、株式会社 N T T データの著作権表示及び登録商標を削除してはならないものとします。
- 第 6 条 (使用权の有効期間)

使用权の有効期間は、納品日に始まり、甲が使用の終了を乙に申し出て乙が承諾したとき、または第 15 条によって本契約が失効したときに終了します。
- 第 7 条 (使用終了の場合の処理)
 - 1 使用が終了した場合、甲は直ちにソフトウェアおよび関連資料ならびにそれらの複製物を廃棄するものとします。
 - 2 甲は乙が廃棄証明書を要求した場合には、すみやかに提出するものとします。
 - 3 使用終了時期の如何にかかわらず、甲は乙に対し、契約料の返還を請求できません。
- 第 8 条 (納品)
 - 1 乙は、利用開始希望日にソフトウェアおよび関連資料をダウンロードするために必要な情報 (ログイン I D、ログインパスワードおよび「みずほ FB ソフトダウンロード認証ページ」(以下「本サービス」といいます) の URL 情報を含みますがこれに限られません) を申込書記載の送付先住所 (以下「設置場所」といいます) に送付します。この場合には、甲においてソフトウェアおよび関連資料をダウンロードしたものと乙において判断した日をもって納品日とします。ただし、甲乙双方またはいずれかのやむを得ない事由により、利用開始希望日の変更が必要となった場合は、甲乙協議してこれを変更することができます。
 - 2 前項の定めにかかわらず、乙は、前項に定めるソフトウェアおよび関連資料をダウンロードするために必要な情報の送付にかえて、利用開始希望日にソフトウェアおよび関連資料を設置場所に納品することができるものとします。ただし、甲乙双方またはいずれかのやむを得ない事由により、利用開始希望日の変更が必要となった場合は、甲乙協議してこれを変更することができます。
 - 3 甲において第 1 項に定めるソフトウェアおよび関連資料のダウンロードをする場合には、甲は以下の利用条件にて本サービスを利用するものとします。
 - (1) 本サービスを利用するにあたり、本サービス利用画面において、本サービスの認証情報として、第 1 項の規定により乙から送付したログイン I D、ログインパスワード、申込書にて届け出された申込口座情報、連絡先メールアドレスおよび電話番号を入力いただきます。
 - (2) 本サービスの認証情報は、第 6 条に定める使用权の有効期間終了まで継続して利用するものとします。本サービスの認証情報は、第三者に知られたり盗難されないよう甲において厳重に管理するものとします。本サービスの認証情報が第三者に知られたり盗難された場合またはそのおそれがある場合には、甲は乙にただちに乙所定の方法にてその旨を届け出るものとします。
 - (3) 本サービスの利用開始後、ソフトウェアや関連資料に変更 (ソフトウェアのパージョンアップを含みますがこれに限られません) が発生する場合は、本サービス利用画面にて入力された連絡先メールアドレスまたは電話番号宛に乙より通知するものとします。
 - (4) 本サービスを利用するにあたり、甲においてソフトウェアおよび関連資料をダウンロードしたものと乙において判断した場合、同一認証情報にて再度本サービスにアクセスできないものとします。なお、前号に定めるソフトウェアや関連資料に変更が発生する場合はこれに該当しないものとします。
 - 4 甲は、乙の書面による事前の承諾を得て設置場所およびご利用パソコンを変更することができます。この場合、変更に伴う費用は甲の負担となります。
- 第 9 条 (届出情報等の変更)
 - 1 甲は、申込書にて届け出された情報および本サービス利用画面にて入力された情報に変更が生じる場合には、ただちに乙所定の方法にて乙に届け出るものとします。
 - 2 前項による変更の届出がなかったために、乙からの通知または送付する書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、それらが通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- 第 10 条 (検収)
 - 1 甲は、納品日から 20 日以内に、目的物の相違その他の種類・品質に関する本契約内容との不適合の検査を完了し、その結果を書面にて通知 (以下「当該通知」といいます) しなければなりません。甲の検査に合格した場合には、当該通知の発信日をもって検査合格日 (以下「検収日」といいます) とします。
 - 2 前項に定める期間内に当該通知がなかった場合には検査に合格したものとみなします。その場合、前項に定める期間の終了日をもって甲の検収日とします。
 - 3 乙は、検査に合格しない旨の当該通知を前項に定める期間内に受けた場合には、種類・品質に関する本契約内容との不適合の修補または代替品の納品を行います。この修補または再納品については、前 2 項を準用します。
- 第 11 条 (契約料の支払)

甲は、乙に所定の契約料 (初期手数料・月間利用料) を支払うものとします。契約料は乙の所定の日に、預金通帳・払戻請求書または小切手なしに、申込書記載の手数料引落口座から自動的に引き落とします。
- 第 12 条 (契約不適合責任)

甲が、ソフトウェアについて、種類・品質に関する本契約内容との不適合を発見し、直ちにその修補を請求した場合、乙は、ソフトウェアおよび関連資料の全部または一部について、種類・品質に関する本契約内容との不適合の修補または代替品の納品を行います。ただし、利用通信回線やご利用パソコンの仕様変更など、乙の責に帰すべからざる事由により、ソフトウェアに動作不良が発生した場合には、乙は修補または代替品の納品責任を負いません。また、乙がソフトウェアの使用权を失った場合にも、乙は修補または代替品の納品責任を負いません。
- 第 13 条 (乙の損害賠償責任)
 - 1 甲は乙の責に帰すべき事由により甲が直接且つ現実に被った通常の損害に限り、損害を請求することができます。
 - 2 前項の乙の損害賠償責任は、契約不適合責任その他の原因の如何にかかわらず、乙が本契約に基づき現実に受領した契約料の総額を限度とします。
 - 3 甲は、ソフトウェアの種類・品質に関する本契約内容との不適合に起因する損害については、検収日から 6 ヶ月以内に限り、賠償を請求することができます。
- 第 14 条 (乙の責任の範囲)

本契約に関して乙が負担する責任は、前 2 条に定める範囲に限るものとします。

 - 1 前項の定めにかかわらず、ご利用のパソコンが推奨する動作環境以外の場合には、乙はいかなる場合においても一切の責任を負わないものとします。
 - 2 甲は乙が株式会社オービックビジネスコンサルタント、株式会社 N T T データから使用許諾を受け、甲に再使用許諾しているソフトウェアについても、前 2 条に定める責任を乙に対して追及できるとともに、株式会社オービックビジネスコンサルタント、株式会社 N T T データに対して何らの責任を追及できないものとします。
- 第 15 条 (解約等)
 - 1 本契約は、甲または乙が相手方に対して解約日の 30 日前までに通知をすることにより、解約することができます。ただし、甲の都合により解約する場合は、乙の所定の書面により乙に届け出るものとします。また、未払手数料は解約と同日または乙が指定する日に引き落とします。
 - 2 乙が解約の通知を届出した住所にあてて発信した場合に、その通知が遅延し到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
 - 3 申込口座、手数料引落口座が解約された場合には、本契約も解約されたものとみなします。この場合、甲は未払手数料を乙が指定する日に乙が指定する方法により支払うものとします。
 - 4 乙は次の各号のいずれか一に該当する場合、直ちに本契約を失効させ、または甲の期限の利益を失わせることができます。
 - (1) 本契約の条項に違反し、相当期間を定めてした催告後も是正されないとき
 - (2) 手形交換所における取引停止処分を受けたときまたは支払を停止したとき
 - (3) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき、または差押、仮差押、仮処分、公租課税の滞納処分等を受け債務の履行が困難と認められるとき
- 第 16 条 (甲の守秘義務)

甲は、ソフトウェアおよび関連資料の内容につき、第三者に開示してはならないものとします。
- 第 17 条 (権利の譲渡、義務の承継の禁止)

甲は、乙の書面による承諾を得なければ、本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または、承継させることができません。
- 第 18 条 (情報の提供)
 - 1 甲は、本申込書記載の情報ならびに甲と乙との間のエレクトロニックバンキング契約に関する情報を、乙の業務委託先である株式会社オービックビジネスコンサルタントに提供することに同意します。
 - 2 株式会社オービックビジネスコンサルタントは、前項の情報をエレクトロニックバンキングサービスの提供に関する業務にのみ利用いたします。
- 第 19 条 (契約内容の変更)

民法 548 条の 4 の規定により、相応の事由があると認められる場合には、乙は、変更内容および変更日を乙ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本契約の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。
- 第 20 条 (合意管轄)

本契約に関し争訟が生じた場合は、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審専属管轄裁判所とします。
- 第 21 条 (反社会的勢力の排除)

甲は、第 1 項の各号いずれかに該当し、もしくは第 2 項の各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、ソフトウェアの利用が停止され、または通知により本ソフトウェア使用許諾契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより甲に損害が生じた場合でも乙は甲に対して一切の損害賠償責任を負わないものとし、また乙に損害が生じた場合は、甲がその損害を賠償するものとします。

 - 1 甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 第22条 (協議)
- 本契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、または本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとします。

以上

みずほ Advanced バンクソフト 導入サポート利用規定

みずほ Advanced バンクソフト導入サポート（以下、「本サポート」といいます）に関して、本サポートの利用者（以下「甲」といいます）および株式会社みずほ銀行（以下「乙」といいます）は、以下の規定が適用されることに合意します。

- 第1条 (サポートの内容)
- 本サポートは、みずほ Advanced バンクソフトの利用に必要な下記「導入サポートご利用条件」（以下、「利用条件」といいます）記載の範囲内で作業を実施することをいいます。
- 第2条 (申込方法)
- 甲が本サポートの利用を申し込むにあたっては、『みずほ Advanced バンクソフト利用申込書』（以下、「申込書」といいます）を乙に提出するものとします。
- 第3条 (サポートの実施)
- 本サポートの実施は訪問、または、オンラインサポート（「画面共有のみ」と「代行操作付き」の2種類とし、実施するオンラインサポートの種類は、甲・乙協議の上決定するものとする）の何れかにて実施するものとし、サポート日は甲、乙協議の上決定するものとします。
- 第4条 (サポートの前提条件)
1. 甲は、本サポートの利用にあたり、「利用条件」記載のサポート内容および前提条件について、同意します。
2. 甲は、システムおよびこれを稼動させる為に必要なハードウェア、ソフトウェア、通信環境その他必要な資源をサポートの希望日および場所に準備するものとします。
3. 本サポート以外のシステム稼動に必要なマスタ登録等のデータ入力作業は、甲が行うものとします。
- 第5条 (サポートの確認)
- 甲は、本サポート終了後ただちにシステムの稼動状況を確認するものとします。この確認をもってサポート作業は完了したものとし、種類・品質に関する本契約内容との不適合はないものとします。
- 第6条 (契約の解除)
- 甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙は書面による通知をもって本契約を解除することができます。なお、損害賠償の請求を妨げません。
- (1) 本契約の条項の一つでも違反したとき。
- (2) 手形交換所における取引停止処分を受けたとき。
- (3) 支払の停止があったとき、または、甲の財産につき差押、仮差押、仮処分があったとき（または、競売開始の決定があったとき）、破産開始、再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
- (4) 公租公課の滞納処分等に基づく差押を受けたとき。
- 第7条 (契約不適合責任)
- 本サポート作業に種類・品質に関する本契約内容との不適合があり、本サポート作業完了後1ヶ月以内に甲から請求があった場合、乙は無償でサポート作業を再度行うものとし、この場合は第5条の定めを準用するものとします。
- 第8条 (損害賠償)
1. 甲は、本契約に関し、乙の責に帰すべき事由により直接かつ現実には被った通常の損害に限り、乙に対して損害賠償を請求することができます。乙はいかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随損害その他の直接損害以外の一切の損害について賠償の責任を負わないものとします。
2. 甲は本サポートの作業の種類・品質に関する本契約内容との不適合に起因する損害に関しては、サポート完了の日から1ヶ月以内に請求を行わなければ、請求の如何にかかわらずその賠償を請求することはできないものとします。
3. 乙はシステムの種類・品質に関する本契約内容との不適合に起因する損害に関しては、一切の責任を負わないものとします。
- 第9条 (契約内容の変更)
- 民法 548 条の 4 の規定により、相応の事由があると認められる場合には、乙は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本契約の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。
- 第10条 (合意管轄)
- 本契約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所をもって第一審専属管轄裁判所とします。
- 第11条 (協議)
- 本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときまたは本契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ解決するものとします。

＜導入サポートご利用条件＞

- ・みずほ Advanced バンクソフト導入サポートは、以下のサポート内容および前提条件にてサポートを実施させていただきます。
- ・2回目以降のサポートについては、有料扱いとなりますので、別途取引部店までお問合せください。

作業名	サポート内容	前提条件
1. インストール作業 ユーザー登録作業 通信設定作業	ソフトインストール ユーザー登録/権限設定作業支援 VALUX 電子証明書取得 通信設定	・訪問によるサポートを行う場合、設定を行うパソコンが同一拠点内に設置されていることを条件といたします。
2. 操作説明	操作説明 （ログイン方法、各メニューの利用方法について説明）	・振込等のデータ作成、送信作業はお客さまにて実施いただきます。
3. 既存サービスからのマスタ移行	現在ご利用いただいているサービスからの登録済マスタデータの移行作業 [移行可能なデータ種類] 次のうち、全銀フォーマットでの出力が可能な場合に限る ・総合振込 ・給与・賞与振込 ・口座振替依頼 ・外国為替送金 ・輸入信用状	・既存マスタの情報のうち、一部情報について移行ができない場合があります。 ・お客さまの登録済マスタがエラー等により、移行できなかった場合は、お客さまにてご登録いただきます。 ・全銀フォーマットでご準備いただけない場合は、移行作業の対象外とさせていただきます。 ・マスタの新規登録作業は、お客さまにて実施いただきます。 ・移行が完了したマスタの内容を、お客さまに最終確認を実施いただきます。

以上